

○小田原市議会災害対策対応規程

平成16年5月24日

議会規程第1号

最近改正 令和6年3月31日議会規程第1号

小田原市議会災害対策対応規程

(目的)

第1条 この規程は、小田原市において地震等の災害が発生したときに、小田原市議会が小田原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し、重要事項について協議・検討を行うとともに、議員自らが災害対策の要員となり活動することにより、迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。

(市議会本部の設置)

第2条 議員は、災害対策本部の設置を知ったとき又は設置される旨の連絡を受けたときは、議長、副議長、議会運営委員長及び議会運営副委員長にあっては直ちに市役所本庁舎に参集し、その他の議員にあっては直ちに自らの居所及び連絡場所を議長に報告するものとする。

2 議長は、災害対策本部が設置されたときは、市議会本部を設置するものとする。

一部改正〔平成23年議会規程1号〕

(市議会本部の組織)

第3条 市議会本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、議長の職にある者をもって充て、市議会本部の事務を統括するものとする。

3 副本部長は、副議長の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長が欠けたときは、本部長の職務を行うものとする。

- 4 本部長は、議会運営委員長及び議会運営副委員長をもって充て、本部長及び副本部長を補佐し、本部長及び副本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が定めた順序で本部長の職務を行うものとする。
- 5 本部長は、第5条第2項の規定により市議会本部に参集した議員を本部長に充てることができる。

一部改正〔平成23年議会規程1号〕

(市議会本部の所掌事務)

第4条 市議会本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 災害対策本部からの情報収集に関すること。
- (2) 議員への情報提供に関すること。
- (3) 議員からの情報収集に関すること。
- (4) 災害対策本部への情報提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項に関すること。

一部改正〔平成23年議会規程1号〕

(議員の対応及び職務)

第5条 議員（市議会本部の議員を除く。次項において同じ。）は、次の職務を行うものとする。

- (1) 市議会本部からの情報の收受に関すること。
 - (2) 最寄りの広域避難所における、自主防災組織への支援及び協力に関すること。
 - (3) 最寄りの広域避難所における、被災者への支援に関すること。
 - (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。
- 2 議員は、本部長から招集があったときは、市議会本部に参集する。

一部改正〔平成23年議会規程1号・26年4号〕

(会議の招集)

第6条 本部長は、必要に応じて代表者会議及び全員協議会等の会議を招集する。

(不在の報告)

第7条 議員は、平常時において、旅行その他の理由（公務によるものを除く。）により、自宅以外の場所に引き続き3日以上滞在するときは、あらかじめ議長（議長が滞在する場合にあっては、議会局長）に報告しなければならない。

追加〔平成26年議会規程4号〕・一部改正〔令和6年議会規程1号〕

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

一部改正〔平成26年議会規程4号〕

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月28日議会規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月23日議会規程第4号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日議会規程第1号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

